

議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

国際社会において、日本人が諸外国の国民と交流し友好を深め、相互の文化や伝統を尊重することはもちろんのこと、国家や国民の象徴である国旗や国歌に対して敬意を表することは、国民として当然のことである。

平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日の丸（日章旗）を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。

衆議院においては、平成12年通常国会から本会議場に国旗の掲揚を行っており、これを契機として、本会議場に国旗を掲揚する地方議会が増え、宮城県議会でもすでに国旗及び県旗の掲揚を行っている。

日の丸（日章旗）は、オリンピックなどの大規模な国際交流の場において、国家の象徴として、多くの人に受け入れられている。

来年3月20日には、オリンピック聖火が東松島市に所在する航空自衛隊松島基地に到着し、6月には、聖火が東松島市を通過する。

これを契機に本市も国際交流、平和を築くため、相互の文化や伝統を尊重し、将来の担い手である青少年や東松島市民が、ますます国際化する世界で我が国に誇りを持ち、他国の国旗を尊重する国際感覚を養うことは、極めて大切な課題であると言える。

同時に、より多くの東松島市民に郷土に誇りを持ってもらうためにも、東日本大震災後の復旧・復興の完成とSDGsの目標達成を目指し、市民が心をひとつに更に発展して行くためにも、市旗を市民の代表で構成される市議会の議場に掲揚することが重要と考える。

このようなことから、本市議会議員が国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ、市旗の下、市民の代表であるという意識を高揚させ、本市の将来に向けた諸施策に対する審議に臨むため、早急に、東松島市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

令和元年9月27日

東松島市議会